

小学校における放課後運動遊びの運営等業務仕様書

1. 業務の目的

- ・令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、神戸市児童の体力数値は小学5年男子を除いて全国平均を下回っており、体育の授業改善、運動意欲の向上に加えて、運動機会の確保・創出を進める必要がある。
- ・児童の放課後運動場利用に対して、民間ノウハウを活用し、大学生等の外部人材（運動遊びサポーター）が児童と一緒に遊ぶことや、遊びの支援を行うことにより、運動機会の確保・拡充をはかり、体力向上につなげる。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 委託料の支払い

- ・本事業に関する業務委託料は、令和9年3月末に受託者からの請求書に基づき支払う。
※天候等の事情により縮小せざるを得ない事情が生じた場合は、実施不能となった学校数・回数等について、別途協議して決定する金額（運動遊びサポーター経費等の不要分）について、委託料の減額措置を行うものとする。また学校の都合により中止となった場合はこの限りではなく、別途協議するものとする。

4. 実施場所

- ・委託者が指定する神戸市立小学校（以下「対象校」という）で実施する。（上限107校程度）
- ・実施場所は、対象校の運動場を基本とするが、実施日の天候等によっては体育館等を使用する場合がある。

5. 委託業務内容

（1）事前調整及び運営管理業務

- ・本事業を円滑に実施するため、受託者は本事業全体を統括するコーディネーター等を設定・配置し、学校、委託者および運動遊びサポーター間の連絡調整を行うこと。
- ・活動中の運営管理については、対象校と連携し、緊急時にも適切に対応できる体制を構築するなど、十分な安全配慮を行うこと。
- ・サポーターの体調不良による急な欠勤が発生した場合も、バックアップ体制を構築し受託者が学校と連絡をとるなどしてできる限り実施回数が減ることのないよう対応すること。

（2）運動遊びサポーターの配置及び管理業務

① 配置要員の要件および育成

- ・教育や地域活動等に関心・意欲のある高校生以上を対象に、受託者が運動遊びサポーターとして選考・登録のうえ配置すること。
- ・受託者は、運動遊びサポーターに対し以下の内容を含む研修を実施すること。
(ア) 安全管理・事故対応
(イ) 役割（運動用具の準備・片付け、遊びの支援、児童の見守り等）
(ウ) 児童の運動意欲向上につながる運動遊びの知識・方法
- ・運動遊びサポーターは、原則として活動日ごとに1～2名配置すること。なお、安全管理上必要な場合は、追加配置についても検討し、委託者に提案すること。
- ・運動遊びサポーターへの謝礼等については、受託者が支給すること。
- ・業務の継続性および児童との信頼関係構築の観点から、原則として学校毎に同一の運動

遊びサポーターを継続配置すること。

- ・本事業において、教職員による常時見守りや児童への直接指導は前提としない。

② 人材の確保

- ・業務の円滑な実施および対象校拡大に向け、大学生や地域人材を対象とした広報・募集活動を積極的に行うこと。
- ・翌月のシフト表を前月の 28 日までに委託者にメールにて提出すること。

③ 活動内容

(ア) 実施回数等

- ・平日の放課後に、原則として 週 1 回、年間延べ 25 回程度実施すること。
- ・初回の活動は 5 月下旬を想定すること。(対象校全てを一律に開始することは要しない)
- ・具体的な実施曜日および回数は、各対象校が策定し、委託者が承認した「実施計画書」に基づき決定すること。

(イ) 実施計画書の内容

実施計画書には、以下の事項を記載するものとする。

- ・実施予定曜日
- ・対象学年
- ・年間および学期ごとの実施回数
- ・活動時間帯
- ・使用場所（運動場・体育館等）
- ・その他、運営上必要な事項

(ウ) 活動時間

- ・活動時間は放課後の 約 1~1.5 時間 を基本とし、準備および片付けを含め 最大 2 時間程度とすること。
- ・具体的な時間帯は、学校ごとの下校時刻や施設利用状況を踏まえ、受託者が対象校と事前に調整の上、決定すること。

④ 活動日の業務内容

- ・運動遊びサポーターは、以下の業務を行うものとする。

(ア) 児童と一緒に遊ぶ、または自主的な運動遊びの支援

(イ) 運動用具の準備および片付け

(ウ) 活動中の安全指導および事故防止のための見守り

※学校の運動施設および用具（ボール、計測器等）については、無償で使用できるものとする。

⑤ 事故発生時の対応

- ・受託者は、活動開始前に運動遊びサポーターに対し 事故・怪我発生時の対応に関する研修を実施すること。
- ・活動中に事故が発生した場合は、速やかに対象校の教職員へ報告し、緊密に連携して対応すること。
- ・児童及び運動遊びサポーターの活動中の事故・怪我等に備え、受託者は、以下の措置を講じること。

(ア) 適切な安全指導

(イ) 運動遊びサポーターに対するボランティア保険等への加入

※参加児童に関する事故については、日本スポーツ振興センターおよび安全互助会への申請が可能。

6. 業務の報告

(1) 契約期間を通じての適宜の報告

- ・参加する運動遊びサポーターに対して適宜、受託者においてヒアリング等を実施し、評価・分析の上、委託者に対し適宜、報告や改善提案をすること。委託者は、受託者からの報告等を踏まえて、学校と調整の上、必要な改善に努める。

(2) 学期終了後の報告

- ・毎学期、当該学期の活動状況報告書を作成し、翌月 10 日以内に委託者へ電子メールにて提出すること。(ただし、最終月に限り、提出期限を契約最終日までとする。)
- ・活動報告書に以下の内容を記載すること。
 - ① 実施内容（実施校、実施回数、1校あたりの平均実施回数、サポーター配置人数）
 - ② サポーター応募数及び内訳（大学別応募数や応募に至った募集媒体など）
 - ③ 学校別参加児童数（月毎及び総数）
 - ④ 課題と対策
- ・報告書の様式、記載内容等は、事前に委託者と協議すること。

7. その他重要事項

- ・契約に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度本委託者と協議すること。
- ・本業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に取り扱うこと。
- ・契約の締結、委託業務の履行に関して必要な費用はすべて受託者の負担とする。